

岩手県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート北上	北上市さくら通り四丁目3番10号	平成25年2月1日
株式会社T・S・K	花巻市石鳥谷町中寺林第6地割22番地1	イーハトーブ昴の森訪問介護事業所	花巻市石鳥谷町中寺林第6地割22番地1	〃

2 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
TKアイラック株式会社	九戸郡洋野町種市第25地割26番地29	あい楽訪問リハビリステーション	九戸郡洋野町種市第25地割26番地29	平成25年1月1日

3 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社T・S・K	花巻市石鳥谷町中寺林第6地割22番地1	イーハトーブ昴の森デイサービスセンター	花巻市石鳥谷町中寺林第6地割22番地1	平成25年2月1日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社T・S・K	花巻市石鳥谷町中寺林第6地割22番地1	イーハトーブ昴の森居宅介護支援事業所	花巻市石鳥谷町中寺林第6地割22番地1	平成25年2月1日

5 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート北上	北上市さくら通り四丁目3番10号	平成25年2月1日
株式会社T・S・K	花巻市石鳥谷町中寺林第6地割22番地1	イーハトーブ昴の森訪問介護事業所	花巻市石鳥谷町中寺林第6地割22番地1	〃

6 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
TKアイラック株式会社	九戸郡洋野町種市第25地割26番地29	あい楽訪問リハビリステーション	九戸郡洋野町種市第25地割26番地29	平成25年1月1日

## 7 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社T・S・K	花巻市石鳥谷町中寺林第 6地割22番地1	イーハトーブ昴の森デイ サービスセンター	花巻市石鳥谷町中寺林第 6地割22番地1	平成25年2月1日